# 社会福祉法人長南町社会福祉協議会理事・監事及び評議員 の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長南町社会福祉協議会理事・監事及び評議員 (以下「役員等」という。)の報酬、費用弁償及びその支給方法を定めること を目的とする。

## (報酬)

第2条 役員等が会長の招集する会議に出席した場合の報酬は、社会福祉法人 長南町社会福祉協議会一般会計予算に基づき別表のとおり支払うものとする。

### 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

## 附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 別表

報酬額(半日額)	
役 職	半日額
理事 (会長)	5,700円
理事	5,200円
監事	5,200円
評 議 員	3,500円

\*半日額については、4時間を超える職務は日額とし、それぞれ 11,400 円、10,400 円、7,000 円を支給する。